

ユルゲン・コッカ著／松葉正文・山井敏章訳

『市民社会と独裁制』

——ドイツ近現代史の経験』

評者：栞田大知彦

本書は、「現代ドイツの代表的な歴史家」の最新の著作であり、「自己の研究史を回顧しつつそれを踏まえて、現時点での彼の近現代史に関する包括的な歴史認識を提示した書である」（143頁）。すなわち、長きにわたりドイツの歴史学（会）を牽引し、膨大かつ幅広い研究業績をもつ著者の到達点であり、その到達点から市民社会論、ナチズム論等、近現代史を学ぶ上で避けがたい、幾つかの重要問題について縦横に論じたものである。

本書は「Ⅰ 序章」、「Ⅱ 市民文化と市民社会——ヨーロッパの文脈におけるドイツ」、「Ⅲ 独裁制の比較——ドイツ民主共和国の社会史をめざして」、「Ⅳ 困難な過去との取り組み——一九四五年および一九九〇年以後のドイツにおける集合的記憶と政治」、「Ⅴ 歴史家、流行、そして真実——最近の五〇年」で構成されている。

本書の特色の一つは、幾つもの「歴史」が描かれている点にあると思われる。Ⅱでは、ドイツにおける市民層の歴史と市民社会の歴史とが、整理されつつも総合的に検討される。Ⅲでは、東ドイツの社会史が、最新の成果に基づき説得的に描かれる。Ⅳでは、第二次大戦後のドイツでナチという過去がどのように扱われてき

たのか、その取り組み方の変遷が、東西ドイツ統一後における東ドイツという過去の扱われ方との関連から論じられる（この「歴史」から我々が学ぶ点が多い）。Ⅴでは、第一次大戦に関する研究を素材に、第二次大戦後から現在までのドイツにおける歴史研究の方法の変遷過程が素描される。加えて「緒言」「訳者解説」では、著者の研究歴が紹介されており、この偉大な歴史家の問題関心の歴史ともいべき流れを読み取ることができる。以前労働史を研究領域としていた著者が、その後対象をどのように広げていったのか。この過程は、Ⅴで描かれる歴史研究の方法の歴史と共に、歴史家、歴史研究を志す者にとって興味をひくものであることは疑いない。それゆえ——著者による記述ではないが——こうした「歴史」が本書に収められていることも指摘しておきたい。

上記の幾つもの「歴史」は、並行して展開していた時期も当然少なくない。それらは相互にどのように関係しあっていたのか。横の繋がりを深く探ることも読者の楽しみとなるかもしれない。上記の重要なテーマの——豊富な情報を含む——歴史的過程を比較的コンパクトなサイズで読めることも本書の魅力の一つである。

本論であるⅡ以降の内容を紹介しておこう。Ⅱでは、まず「市民」を意味するBürgerというドイツ語が二つの異なる意味を持つことが指摘される。①市民層に属する人々、企業家、科学者等、財産と教養を持つ人々、②あるコミュニティで権利と義務をもつ全ての構成員、以上である。この市民概念の二重性を踏まえ、市民層と市民社会との関係が時代と共にどのように変化したのかが描かれる。

市民層は、貴族や絶対主義国家との対抗、労働者階級等との区別の中でイデオロギーを獲得した者たちであり、教養の価値を重視する等文化面で共通性をもつ。市民文化は普遍的なもの

としての認知を求めていたが、その実践には確かな経済的地位が必要であったため、現実には大多数がそこから排除されていた。

市民社会という概念は、政治と社会に関するヨーロッパ思想の中心的概念の一つである。啓蒙主義においてこの用語は、人々が平和に生きる未来の文明をめざすユートピア的プロジェクトを表現していた。そこでの人々は、自立して自由であり、不平等は存在しない。だが19世紀前半、工業化の影響を受けその定義は変化し、1980年頃まで周辺的な役割しか演じなくなる。

1980年頃、市民社会という語は、ソ連や東欧の単独独裁批判の文脈で用いられ、再起を待たず。以降注目されることになるが、常にポジティブな意味で用いられた。市民社会の否定である独裁制との闘争において、この概念は再び魅力的なものとなったのである。ただし、この用語は、独裁的でない世界でも一般的な政治的・知的環境に適合するものであった。例えば、それは、国家の庇護に対する疑念、個人の責任を強調し、また資本主義に対するオルタナティブを提供した。

19世紀末から20世紀初頭、ドイツ帝国の市民層は、下層大衆との区別を重視し、自由主義的要素を弱め右傾化していく。市民社会の普遍主義的な諸要素への市民層の支持は、重要な諸点で弱体化した。他方で、社会民主主義的労働運動が市民社会プロジェクトの最も重要な伝道者となり、ワイマール期には数少ないその擁護者の一つとなった。市民層と市民社会の結びつきが弛緩してきたのである。

20世紀の戦争は市民層の力を弱めた。第一次大戦期から出現した左右両極の運動は市民社会の明瞭な敵対者であった。ワイマール期に存在した市民社会は、それらに対し無力なものとなってしまった。ナチの独裁は、市民層の重要な部分の助けを借り権力の座についたが、市民

層の更なる衰退と一体性の解体、市民社会の根本的破壊をもたらした。東ドイツは、市民層の助けなしに権力を得たが、40年間で領土内の市民層を排除し市民社会をほぼ破壊した。だが、20世紀の独裁制の下で市民社会が深刻な暴力を受け殆ど消滅しかけたことが、このプロジェクトの再評価と再肯定をスタートさせた。分割国家である西ドイツにおいて、市民社会は効果的に機能し定着したのである。それが極度に非市民的な先行する社会、戦争、独裁制の中から生まれ出たこと。この事実が何を意味するのか、熟考する必要があると著者は主張する。

Ⅲでは、東ドイツを「ドイツの第二の独裁制」と位置づけた上で、独裁的支配と社会的発展との関係を中心に、その歴史を四つの時期に区分し概観する。この概観を踏まえ、ナチ、西ドイツ、他の東欧諸国との比較を通じて、東ドイツの特質をよりの確に説明することを試みている。

東ドイツの独裁的性格自体に疑問を持つ歴史家は少ない。経済、教育等のサブ・システムに対し、社会主義者統一党が支配する政治の優位が要求された。補償なしの財産没収、中央管理経済による市場の代替等は、1960年代初めまでにソ連の支持を得て実施された。党の恣意的決定が法より重要であり、中央当局は意思決定と執行権力を独占した。独裁支配が社会に深く浸透しているため、東ドイツの社会史はその政治史と切り離せないとされてきた。だが、東ドイツの社会は政治支配の単なる産物ではないという。例えばプロテスタント教会における教養市民層の文化の保存、職場での労働者の一定の自律性等にみるように、経済、文化等の面で政治的手段では完全には統制できない領域が少なからず存在していた。事実、時期を追うごとに政治的統治と社会の発展との間の溝は大きくなり、それが体制崩壊の一因となる。「公正な社

会」という公式の約束が結果的に体制を掘り崩していくという矛盾についての記述は興味深い。

二つの独裁制の相違点は次の諸点である。東ドイツは、ホロコーストや第二次大戦をひき起こさなかった。だが、ドイツ内部から生み出されたナチと異なり、政権への支持は熱気に乏しく時と共に弱まった。そして戦争等ではなくソ連からの支援の途絶を契機に自壊した。経済の面では、ナチは資本主義的市場システムの本質的要素を保持したが、東ドイツはそれを除去した。また東ドイツは40年以上も存続したが、ナチと異なりドイツの一部のみを支配しただけであった。東西ドイツの比較では、常に西が勝者として現われる。だが、両国が同じ過去を持つことは疑いなく、それへの取り組み方が次章で検討される。他の東欧諸国との比較では、東ドイツが、ポーランド等と異なり国民国家ではなく、明確な国民的アイデンティティを欠いていた点が指摘される。それが東ドイツにおける反体制派の弱さの一因とされるが、ナチという過去の存在自体が、東西ドイツにおけるナショナルな諸価値の正当性とその情緒的な力を大きく減じたのであった。

IVでは、東西ドイツがナチという過去とどう取り組んだのか。これを四つの時期に区分し論じた上で、1989/90年以後の記憶や回想に関する戦略を、45年以後のそれと比較する。

1945-48年は戦勝者を中心にナチの犯罪が暴かれた時期であり、多くのドイツ人はそれに無関心であった。彼らは、責任を指導者達に限定する傾向があり、自らを戦争における犠牲者と考える場合が多かった。

1948/49年に冷戦が始まり局面が変わる。東ドイツの見解では、ナチは民衆が生み出したものではなく、その台頭の責任は資本家とエリートが負うべきである。東がファシズムの構造

的諸条件を除去したのに対し、西では古い構造が存続している。この見解によれば東ドイツの歴史的根源はナチと無関係であった。西ドイツでは、自己を無罪とするような理論はなかったが、40年代末から50年代末は、ナチの犯罪に対し相対的沈黙の10年といえた。

「長い1960年代」には、ナチの過去についての批判的な再評価の動きがみられた。市民社会のダイナミクスを動因として国の内側から生まれた動きである。若い世代は、古い世代に不信の念を表明し、ナチの犯罪に関与した者だけでなく沈黙してきた者をも糾弾した。抗議者によれば、犯罪を行ったのは「我々」ではなく「彼ら」だった。この時期に、苦痛に満ちたナチの過去との関係をめぐる議論は、西ドイツ人の自己理解にとって中心的要素となる。こうした動きは東ドイツでは起こらなかった。この差を説明するものこそ、西における発展する市民社会と、東における独裁支配下の閉ざされた社会との相違であるとされる。

1970年代末から80年代末までの時期には、ナチの犯罪を語るとき、「私たち」について語ることがより受け入れられるようになった。80年代末、ドイツ人の集合的記憶の中で、ナチの過去は以前より現実的なものとなった。それは負担であったが、生産的な負担であり続けた。数十年にわたって、ナチ独裁制の記憶は、多くの者にとって、同じような破局が生じることを許さない、より良いドイツを建設する手助けをしようという刺激として機能し続けたというのである。

1990年以後に東ドイツを回想することが、45年以後にナチを回想することと似ているとは考えられない。相違は圧倒的だからである。例えば、ナチは基本的に全てのドイツ人の過去であったが、東ドイツはその比較的小部分の過去であった。こうした理由から、統一直後より

——45年以降の取り組みと異なり——東ドイツの独裁的、抑圧的側面が徹底的に暴露された。これに対する抵抗は弱かったが、競争、著しい不平等、「アメリカ化」等と対比しつつ、東ドイツをより良い過去とする郷愁を伴う眼差しが消え去ったわけではない。

共産主義の崩壊、東西ドイツ統一等により、1989/90年はドイツ史とヨーロッパ史の重要な転換点になった。この歴史的な重みが20世紀のもう一つの決定的画期である45年の記憶の影を薄くする。こうした危惧が、90年代初期には存在していた。だが、共産主義による迫害の記憶の増大は、ファシストの犯罪の記憶を全く減じなかった。逆に、後者に対する意識を活性化させる効果さえあった。二つの独裁制を同列に扱うことには反対意見があるが、両者の比較はタブーではなくなった。こうした歴史的記憶をめぐる近年の経験を踏まえ、著者は「比較」することの意義を指摘しつつ、歴史家および公共空間を持つ市民社会の役割の重要性を強調している。

Vでは、過去50年間で歴史家が取り組んできた課題と実践の変化が概観され、それらのあり様が、歴史家それぞれが生きた時代の要請あるいは流行に影響されてきたことが指摘される。

1960年頃までは政治史が支配的であり続けたが、60年代と70年代は、社会史が前面に登場する。80年代には歴史現象を「内から」「下から」研究しようとした日常史が、90年代にはこれまで無視されてきたものに焦点をあてた文化史が、歴史研究の先頭に立つことになる。記憶や回想が歴史研究の対象として脚光をあびるようになったというのである。そこでは、条件や結果よりも、人々が何をどのように感じ経験・行動したのかを語るのが好まれた。そして近年は、多くの動きが存続・共存し、新しい関心

領域も現われているが、「労働の歴史」等は周辺化した。また国民という枠組みを越えたアプローチが大きな注目を浴びている。こうした分析枠組みの変化と関連して、時間枠の拡大——例えば第一次大戦から共産主義の崩壊までの時期を「短い二〇世紀」と捉える等——も進んでいる。

上記の展開を踏まえ、歴史学という学問のあり方の特徴、選択的で相関的であるという歴史における真実の特殊な性格を明示した上で、この学問における流行の要素が、歴史的眞実の発見を妨げるものではないことが強調される。ただし、「時宜を得ていないこと、流行遅れであること」「これらも、つねに利用可能で尊重されるべき選択であり、高い質を持った独創的な学問としばしば両立しあうのである」（127頁）。

本書の意義はすでに記したが、以下、幾つかのコメントを提示することで評者の責めをふさぎたい。本書の柱は、書名が示すとおり、市民社会、独裁制そして両者の関係性である。両者の関係は多様な角度から検討されるが、端的には「長期的にみると、それら〔二つ〕の独裁制は、市民社会の再建と再生に貢献した」（4頁）と表現される。一定の納得感はあるが、東ドイツの崩壊およびそこで統制が及ばなかった領域の存在は、ドイツの市民社会のあり方にどのような影響を与えたのだろうか。また「二つ」の独裁制を経験したことによる、ドイツの市民社会固有の特質とはいかなるものか。この点は、市民社会の構築という問題とかかわる。その際、本書によれば「市民層」の存在は必要条件ではないと思われるが、独裁制についてはどう考えるべきか。ドイツにおいて、「市民層」（のみ）が市民社会の強力な推進者であった時期はそれほど長くはないように読める。この点との関連で、市民社会の歴史における社会民主主義的運

動の位置について、より深く知りたいと感じた。とりわけ第二次大戦後の市民社会の再建過程において労働運動はいかなる役割を担ったのだろうか。

本稿を結ぶにあたり、本書のもう一つの柱として「歴史研究（家）」をあげておきたい。ドイツの歴史学の展開において「経済史は敗者に属する」（125頁）との記述は気になるが、本書の内容——とりわけⅣの後半、Ⅴ——は、歴史研究を行うことの意味を力強く再確認させてくれると同時に、研究テーマの設定という多く

の研究者に共通する「難問」に対してヒントを与えてくれるものといえる。ドイツの近現代史の「現在」を知りたい者のみならず、歴史研究を志す者にも是非一読を薦めたい。

（ユルゲン・コッカ著 松葉正文／山井敏章訳
『市民社会と独裁制——ドイツ近現代史の経験』
岩波書店、2011年2月、151頁＋38頁、
2,400円＋税）

（ますだ・たちひこ 法政大学大原社会問題研究所
兼任研究員）

 **法律文化社** 〒603-8053 京都市北区上賀茂岩ヶ垣内町71 ●価格は定価（税込）
TEL 075 (791) 7131 FAX 075 (721) 8400 <http://www.hou-bun.com>

社会福祉行財政計画論 ●2730円
神野直彦・山本 隆・山本恵子 編著
危機の福祉をいかに立て直すか。「3つの政府」体系構想を軸に、福祉サービスと財政を考える。領域別の事例から政策力・計画力を養う。

福祉政策の国際動向と日本の選択 ●3360円
埋橋孝文 著 ●ポスト「三つの世界」論
南欧やアジアの政策の考察や「雇用と福祉の関係の再編」に注目し、欧米の先行経験から日本の位置を確認、政策論議の場を提供する。

地方都市のホームレス ●3150円
垣田裕介 著 ●実態と支援策
著者自身による支援活動を通し、実態と支援策を分析。具体的な手法でや枠組みなど、地域に見合った施策や社会保障の課題を提示する。

社会保障の基本原則 ●2625円
ダニーヒータールス 著／河野正輝 監訳
ヨーロッパの社会保障システムの比較・考察をふまえて、普遍的な概念と原則を明示。定義に関わる総論から技術論的な各論までを概観。

年金保険法〔第2版〕 ●7140円
堀 勝洋 著 ●基本理論と解釈・判例
単なる条文解釈ではなく、多くの判例をふまえて、制度の趣旨・目的を丁寧に解説。好評を博した体系書を全般的に見直した最新版。

子の利益のための面会交流 ●5980円
栗林佳代 著 ●フランス訪問権論の視点から
フランス訪問権の権利主体や法改正の変遷の考察を通し、家族の絆と調和の面から検討。法的整備に向け新しい解釈論、立法論をしめす。